

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	八尾市 (27212)
地域名 (地域内農業集落名)	南高安② (空港、都塚、刑部、八尾木、東弓削)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	23.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
② 田の面積	13.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	14.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地域は八尾市の南東部に位置し、藤井寺市、柏原市に隣接している。主な生産品目は、八尾市の特産品であるえだまめ、若ごぼうといった野菜であるが、畑作に向けた土地が少ない。地域の担い手の高齢化は深刻であり、担い手に行ったアンケートでは、回答者の約半数が60歳以上で後継者不在、経営規模の維持が困難になってきている一方、経営規模拡大の意向を持つ担い手もいる。住宅地に隣接していることから農地や道が狭く、農業活動に対する地域住民の理解不足など効率的な営農に支障をきたしている。昨今の生産コストの増加も、農業経営の上で課題となっている。その他、農業用水確保の難しさや水質汚染などの課題もある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の主力品目である、えだまめ・若ごぼうの生産量の増加・担い手確保を軸とし、また、府・市・JAで構成する農地保全3者会議を積極的に活用し、規模拡大を目指す担い手への農地のマッチングを促進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在地域内で営農している経営体のうち、規模拡大意向のある経営体への農地の集積を基本としつつ、新規就農者など新たな農地の受け手にも農地の集積を進めることを検討し、地域全体で農業及び地域の活性化に取り組む。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13.6	%	将来の目標とする集積率
			13.6 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
市街地に隣接し、点在する小規模農地も多いことから、集団化(集約化)は困難であるため、集積の取組を主とする。なお、耕作者が不在となる農地が発生した場合は、それに隣接する農地や周辺の農地の耕作者への集約についても検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
現在営農している者が営農困難となった場合は、①家族②地区内の既存の担い手(認定農業者、認定新規就農者等)③地区外の担い手(新規就農者)の順で農地の貸付(継承)を検討し、経営規模の拡大を目指す農業者への積極的な集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借にあたっては、上記(1)の順に借受者を検討し、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。また、貸付を希望する農地の情報について、貸し手の希望に応じ、農地中間管理機構へ情報提供を行う。
(3)基盤整備事業への取組
現状では大規模な基盤整備は行う予定はないが、農道や水路の補修等、営農継続に欠かせない施設の整備について、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の主力品目であるえだまめの生産を行う担い手の確保に積極的に取り組む。また、従来の地域における担い手に加え、兼業や副業、ボランティア等で新たに農業に携わりたい者についても地域における貴重な担い手として確保・育成する。新規就農者については、農地保全3者会議等を活用し、参入から定着まできめ細やかな支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、JA大阪中河内による農作業受託や、民間の農作業受託サービスを取り入れる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)					
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等	
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他	
【選択した上記の取組内容】					

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

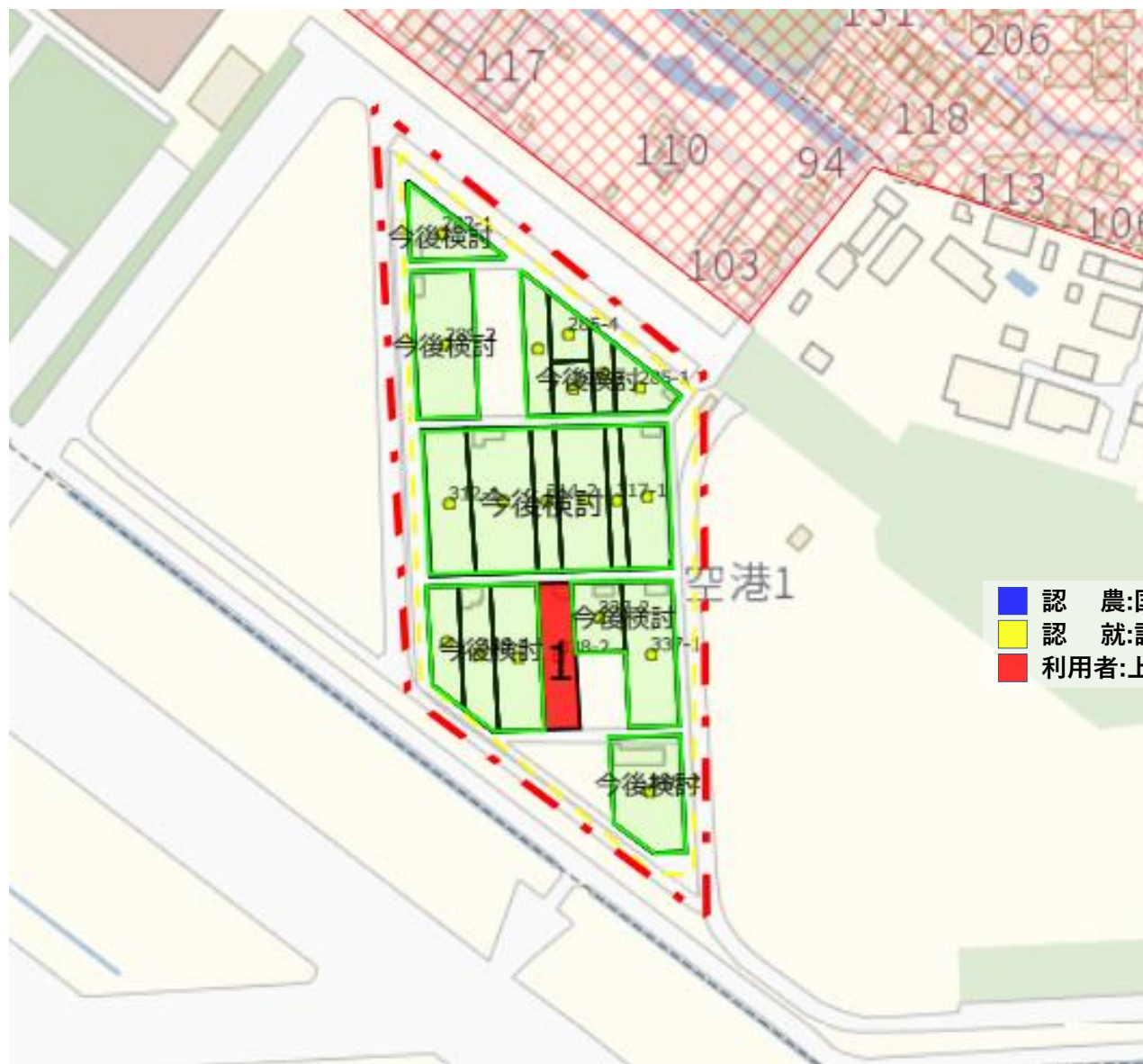
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

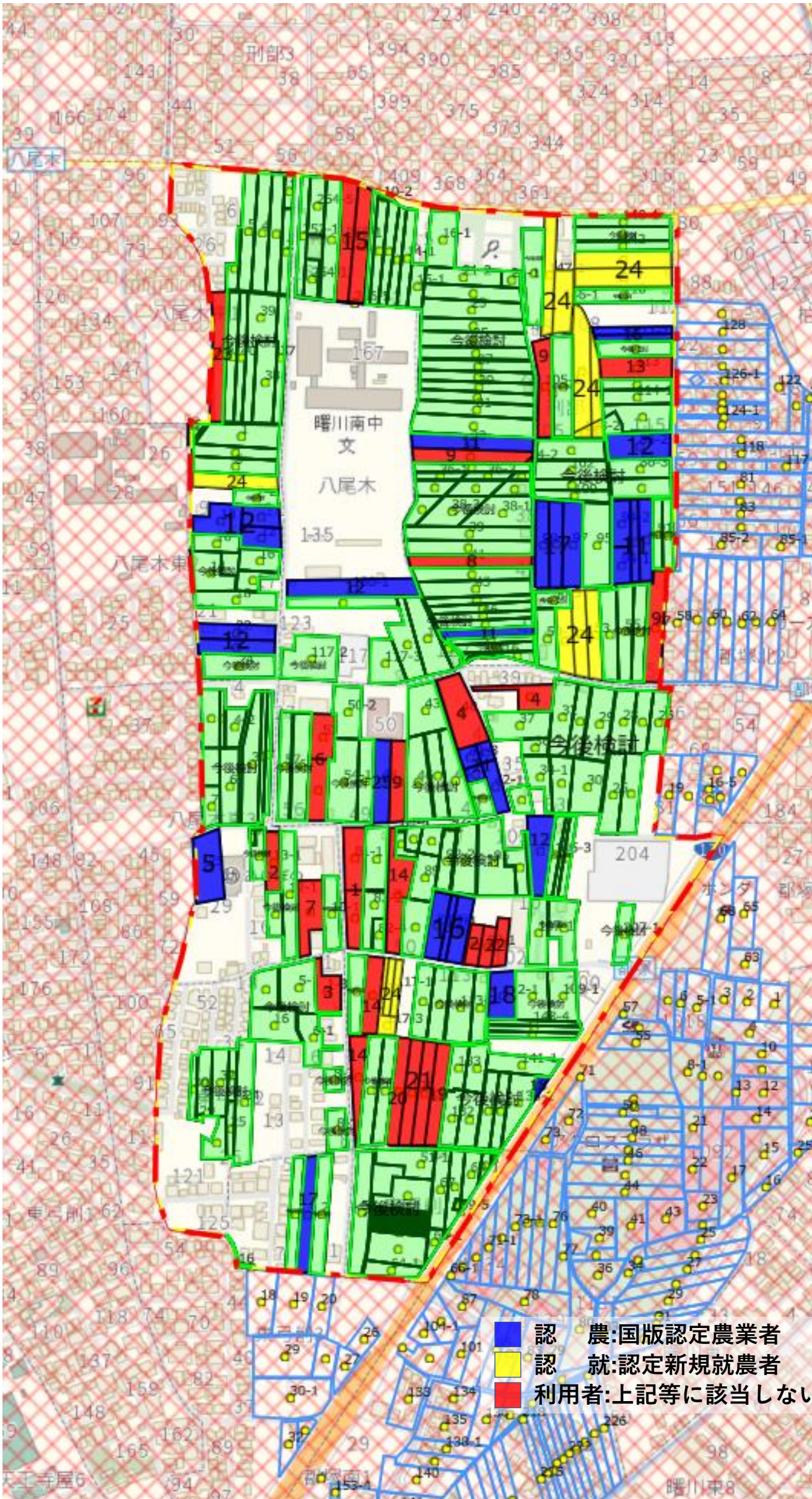
[illegible]

南高安②地区【空港】(目標地図素案)



- 認 農:国版認定農業者
- 認 就:認定新規就農者
- 利用者:上記等に該当しない農用地等を継続的に利用する者

南高安②地区【東部】(目標地図素案)



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25

認 農:国版認定農業者
就 就:認定新規就農者
利用 利用者:上記等に該当しない農用地等を継続的に利用する者